

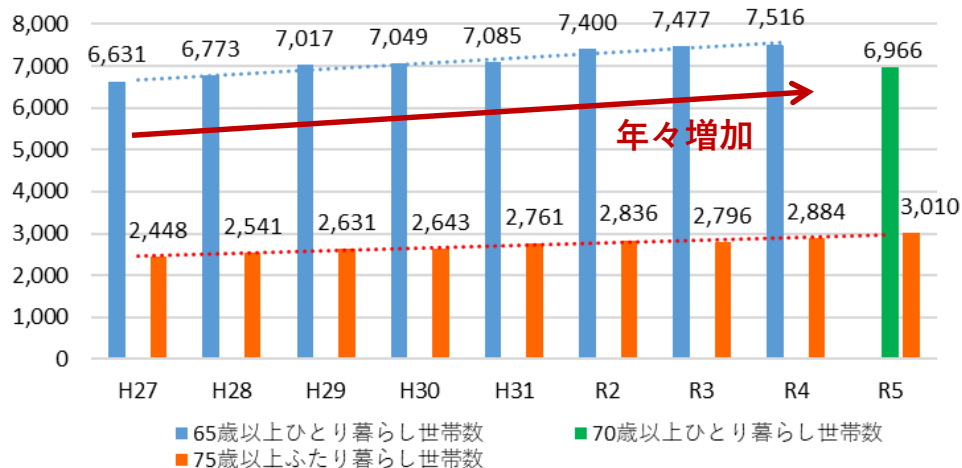
持続可能な権利擁護支援モデル事業 の進捗について

(令和6年9月26日)

(1) 本事業に取り組む背景

- 山口市では、70歳以上ひとり暮らし世帯が約7,000世帯、75歳以上ふたり暮らし世帯が約3,000世帯あり、高齢者の単身世帯など、高齢者のみの世帯が年々増加。
- 山口市成年後見センターでは、身寄りのない高齢者や精神上的の障がいのある方から将来を心配しての様々な相談を受けている。
(例) 認知症になった場合の金銭管理、死後の手続き・葬儀・残存家財の処分、ひとり暮らしが難しくなった場合等の住まいの確保(身元保証サービス) など
- 判断能力が不十分な身寄りのない人の金銭管理や権利擁護支援については、地域包括支援センター職員や民生委員による見守り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用などにより対応してきたが、これまでの権利擁護支援策だけでは、身寄りのない人が抱える多様な課題への対応が難しくなっている。
- 全ての市民が、判断能力が不十分な状態になっても地域社会に参画し、その人らしい生活が継続できるように、本人の意思・希望を前提とした新たな権利擁護支援策を検討する必要がある。

高齢者のみの世帯の推移



山口市高齢者保健福祉実態調査による実績

※ ひとり暮らし世帯数は、令和4年度までは65歳以上、令和5年度は70歳以上

※ 令和5年度第2回会議資料における令和5年度の数値は速報値のため、確定値に訂正

身寄りのない人が抱える課題

- 治療方法、入所・入居契約の説明時など、いざというときに頼る人がいない
- 緊急連絡先がない(身元引受人がいない)
- 日常的な金銭管理やお世話をする人がいない
- 死後の手続き、財産・遺品整理をする人がいない



本人に望ましい生活や必要な手続き・サービスの提供ができていない可能性

(2) 計画の位置づけ

- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～8年度）において、「権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」と定義。
- また、「成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」を位置づけ、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進めることとされた。
- 市の成年後見制度利用促進基本計画の施策「権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築」において、地域連携ネットワークを構成する関係団体と役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の促進と機能強化を図ることとしている。

国第二期基本計画（抜粋）

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については2（2）③イ参照）。

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

(3) 本事業で目指す方向性

- 国は、第二期基本計画に基づき、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築するため、令和4年度から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」（自治体への補助事業）（以下「モデル事業」という。）を実施。
→新たな権利擁護支援体制のルールづくり
- 本市では、令和5年度から、国モデル事業のテーマ②「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」に応募し、成年後見制度利用の一手手前の人や、日常生活自立支援事業などの制度・事業の狭間にある身寄りのない人への支援の課題について、多様な主体がそれぞれの特性を活かして役割分担・連携して対応する、山口市版の持続可能な権利擁護支援の仕組み構築に取り組んでいる。

事業内容

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

国モデル事業テーマ②の実施自治体数

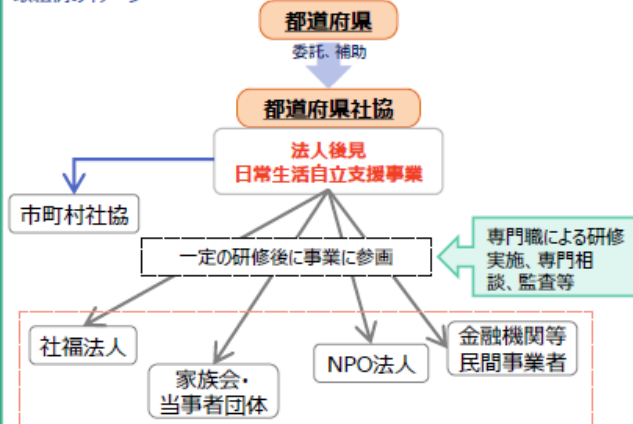
令和4年度：5市2町 令和6年度：7市2町
令和5年度：7市2町

<基準額> 1自治体あたり5,000千円

<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

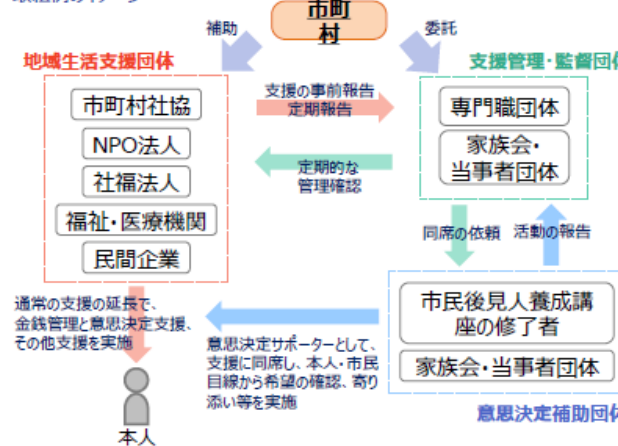
取組例のイメージ



テーマ①

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

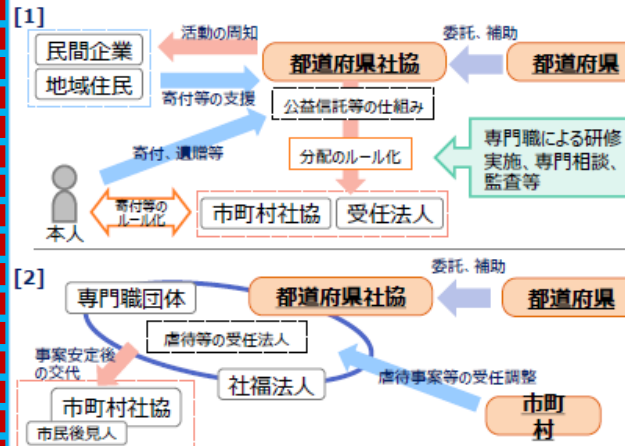
取組例のイメージ



テーマ②

③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



テーマ③

本市が取り組む事業テーマ

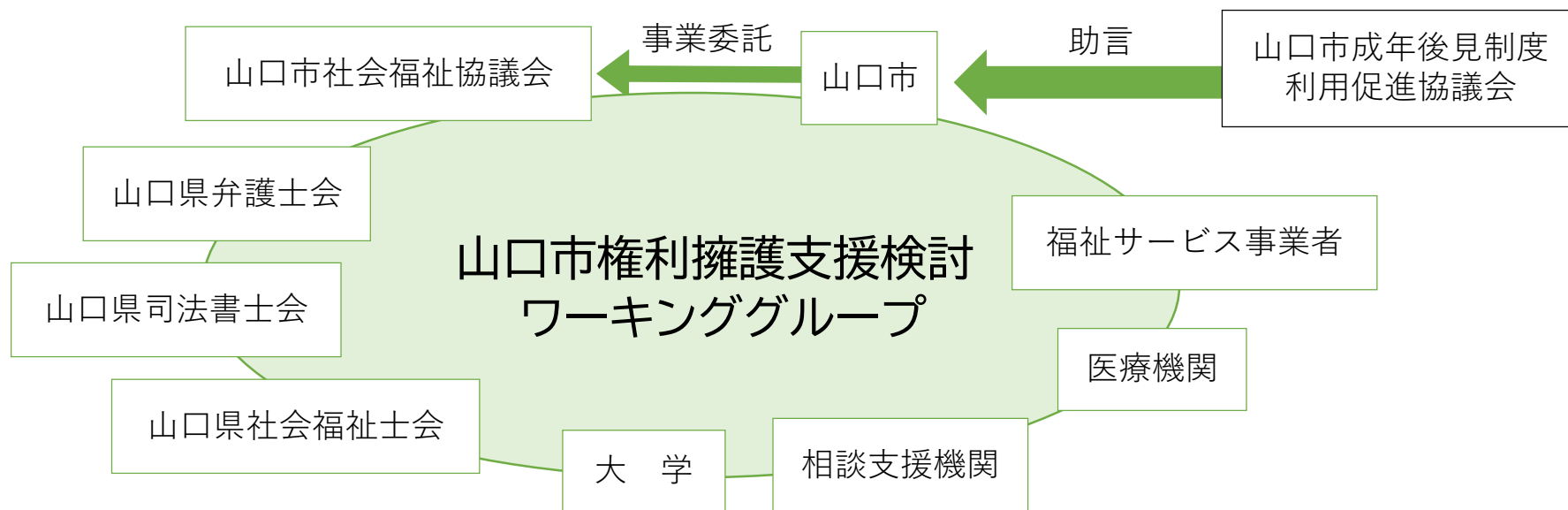
(4) 権利擁護支援に関する制度・事業の概要

- 金銭管理を含む権利擁護支援に関する制度・事業はあるが、認知症高齢者の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、現行の制度・事業では対応できない場合が想定される。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約 （財産管理委任契約等）
法的根拠	民法（法務省）	社会福祉法（厚生労働省）	民法上の委任契約
対象者（本人）	判断能力が不十分な方	判断能力が十分でないが、本事業の契約内容について理解することができ、なおかつ利用したいという意思がある方	契約の内容について理解することができる方
援助者	成年後見人等 （親族、専門職、法人等）	市社会福祉協議会	任意の契約相手
援助者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任する）	本人が選べる （本人が市社協との契約を希望）	本人が選べる
援助内容	・ 財産管理等の法律行為（代理、取消） ・ 身上保護	・ 福祉サービス利用援助 ・ 日常的金銭管理サービス ・ 書類等預かりサービス	任意の内容で財産管理等を委任する
期間	本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで	原則、1年契約（自動更新）	任意
意思決定支援	成年後見人等による （身上配慮義務・意思尊重義務あり）	生活支援員が援助する中で本人の意向を確認する	規定等はない
監督機関	家庭裁判所 （専門職監督人の選任含む）	山口県社会福祉協議会 山口県福祉サービス運営適正化委員会	なし
費用	明確でない （家庭裁判所が本人の資産状況等を考慮して成年後見人等の報酬を決定する）	日常的金銭管理：1回（1時間程度） 1,870円（生保無料） 書類等預かり：年間6,300円	任意

(5) 実施体制（山口市権利擁護支援検討ワーキンググループの設置）

- 本事業を検討する体制として、令和5年度に、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、山口市権利擁護支援検討ワーキンググループを設置。
- 山口市権利擁護支援検討ワーキンググループは、権利擁護支援・成年後見制度に関し、学識経験や専門知識を有する者、法律の専門知識を有する者、権利擁護支援の相談・実務に関わる者等により構成。
- 山口市権利擁護支援検討ワーキンググループの運営（会議関連業務のほか、先進地事例の調査・研究、関係機関等へのヒアリング調査を含む）など、本事業の一部を山口市社会福祉協議会に委託。



所掌事務

1. 身寄りのない人等への支援体制の構築に関すること
2. 市民後見人等の養成を見据えた意思決定支援の普及啓発に関すること
3. その他、持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりに関すること

(6) 山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ会議進捗状況

- 意思決定支援の仕組みづくりに向けて、「身寄りのない人」に対する支援の課題に関するアンケート調査の結果をふまえ、多様な立場から課題や現状の対応等について掘り下げて検討を行った。
- 山口市版のモデル事業の実施イメージの素案をたたき台に、検討を進めている。

年度	会議	開催日	内 容
令和5年度	第1回	5月30日	持続可能な権利擁護支援モデル事業説明、アンケート調査対象や内容の検討
	第2回	7月20日	アンケート調査結果報告、アンケート調査結果から 現状の課題
	第3回	9月26日	アンケート調査結果から 意思決定支援等に係る各種ガイドライン、身元保証 等
	第4回	11月17日	アンケート調査結果から 日常生活支援サービス（簡易な金銭管理等）、死後事務 等
	第5回	1月31日	モデル事業概要再確認、先進地事例紹介、山口市版モデル事業たたき台の素案をもとに検討
令和6年度	第1回	5月29日	日常生活自立支援事業解説（県社協）、成年後見制度見直し状況解説（弁護士）、対象者検討
	第2回	7月24日	視察報告（他市社協独自事業）、生活支援サービス事業者のサービス内容検討

「身寄りのない人」に対する支援の課題に関するアンケート調査 (調査期間:令和5年6月16日～7月5日)

	概 要
調査目的	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの既存の制度の狭間にある「身寄りのない人」への支援について、介護保険や障害福祉のサービス事業者、相談支援機関等の課題や支援ニーズを把握すること。
調査対象	・山口市内にある介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター ・依頼数342件に対し、回答数は167件（回収率：48.8%）

左記アンケート調査では、「**身寄りのない人**」を次のいずれかに該当するために**家族や親族による支援が受けられない人と定義**して調査した。

- ・家族や親族がいない（所在不明を含む）
- ・家族や親族が遠方におり関わりが困難
- ・家族や親族の支援する力に問題がある
（高齢、困窮、病気、障がい、言語、国籍等）
- ・家族や親族との関係性に問題がある
（虐待、DV含む）
- ・本人が家族や親族との接触を拒む

(7) 山口市版モデル事業のイメージ

- 国モデル事業の「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」をもとに、**①**本人の意思決定を支援する（仮称）意思決定サポーター、**②**金銭管理などの生活支援サービスを提供する事業者、**③**サービス実施状況を監督する専門職の3者がそれぞれの立場により、本人が有する能力を発揮し、適切なサービスを受けられる方策等を検討する。
- 複数の関係者がチームで本人に関わることにより、不正や事業者への過度の依存等を防止する。

② 生活支援サービス事業者

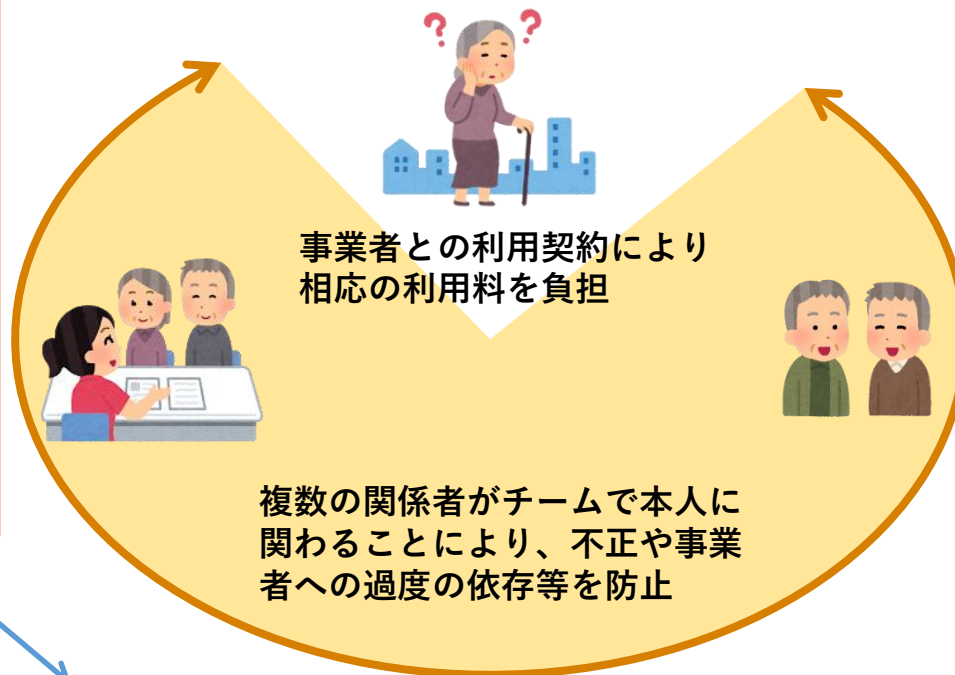
【サービス内容】

- ① 簡易な日常的金銭管理（限度額設定） **必須**
- ② 書類等の預かり（対応可能な場合のみ） **選択**

【想定候補者】

- 1) 介護保険サービス事業者（社会福祉法人等）
- 2) 障害福祉サービス事業者（社会福祉法人等）
- 3) 相談支援機関

本人（対象者）



①（仮称）意思決定サポーター

【役割】

- ① 訪問等により本人を見守り、本人に必要な情報を提供し、本人の望む生活について一緒に考える。
- ② 必要に応じて本人の望む生活に向けた支援を行う。（書類の作成・提出補助など）

【想定候補者】

- 1) 対人援助に関する業務を行った経験のある者（日常生活自立支援事業支援員等）
- 2) （仮称）意思決定サポーターの担い手養成講座を修了した者

③ 権利擁護・金銭管理に精通した専門職等

- 事業者による金銭管理等が適切に行われるように監督する。
- 重大な意思決定、法的課題等について、助言や必要な支援を行う。